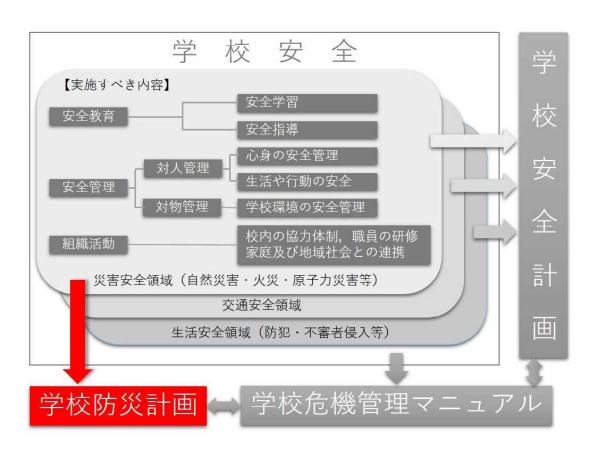
山県市立梅原小学校

学校防災計画

令和元年12月改訂



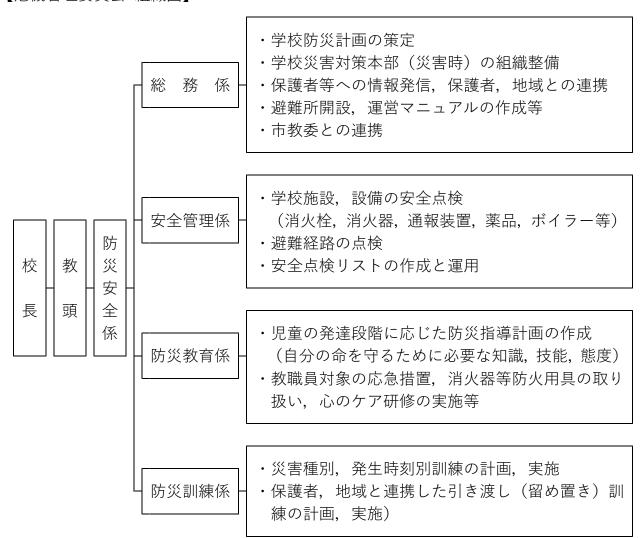
- 1 学校安全計画 (学校保健安全法第27条に基づく)
 - ・安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から、 年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画のこと。
 - ・安全点検、安全指導、職員研修の3項目の内容を必ず含めなければならない。
- 2 学校危機管理マニュアル (学校保健安全法第29条に基づく)
 - ・事件、事故災害発生時における措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領のこと。
 - ・不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて策定する。
- 3 学校防災計画
 - ・学校における防災体制の整備,施設・設備等の災害予防対策,防災訓練の実施,災害安全教育,教職員研修、県または市町村地域防災計画で定める事項を記載する。
- 4 安全学習(災害安全領域)
 - ・「体育科」(保健領域)を中心として、生活科、社会科、理科など関連した内容のある教科や 道徳、総合的な学習の時間で取り扱う。
- 5 安全指導(災害安全領域)
 - ・学級活動や学校行事・課外指導などで取り上げることが多い。防災避難訓練は安全指導の一環として行われる。

I 日常(平常時)の防災体制の		Ⅲ 学校が避難所となった場合の対応	
確立と取組			
		1 収容避難所開設・運営への協力	
1 危機管理委員会の組織・任務	1	(1) 学校災害対策本部における	35
2 安全管理	2	支援マニュアル	
(1) 施設・設備・避難経路の安全点検	2	(2) 避難所開設・運営支援班の設置	36
(2) 防災地図を活用した地域の実態把握	3	(3) 校長等及び避難所開設・運営支援班	37
(3) 通学路危険箇所	8	の役割(収容避難所開設までの対応)	
(4) 学校安全計画	12	(4) 校長等及び避難所開設・運営支援班	38
		の役割(避難収容長期化への対応)	
		(5) 学校施設利用計画	38
Ⅱ 災害発生時の体制と対応		2 学校再開に向けての対応	39
1 災害発生時の初期対応			
(1) 職員の動員体制	13	Ⅳ 緊急連絡先一覧	
(2) 連絡調整体制	15	1 災害時緊急連絡体制	40
(3) 学校災害対策本部の組織・任務	16	2 災害時緊急連絡先・連絡内容・方法	40
(4) 各班の活動内容	17	3 緊急時の保護者連絡	41
2 災害発生時の場所別・時間帯別の	18		
児童への対応【学校内】			
3 災害発生時の場所別・時間帯別の	23	V 家庭通知文様式	42
児童への対応【学校外活動中】			
4 災害発生時の場所別・時間帯別の	25		
児童への対応【登校・下校中】			
5 災害発生時の場所別・時間帯別の	26		
児童への対応【休日・夜間】			
6 緊急時児童の留め置きについて			
(1) 引き渡しマニュアル	27		
(2) 緊急時児童留め置きの際,避難所と	33		
して機能させるための備蓄品			

I 日常(平常時)の防災体制の確立と取組

- 1 危機管理委員会(学校防災委員会等)の組織・任務
 - (1) 校長は, 教頭・教務主任, 生徒指導主事を構成メンバーとして危機管理委員会を組織し, 学校防災計画を作成するとともに, 日常的な学校防災体制を整備する。
 - (2) 危機管理委員会の主な役割は次の通り。
 - ・「学校防災計画」の策定
 - ・学校災害対策本部(災害時)の組織整備
 - ・学校施設・設備の安全点検
 - ・避難経路の点検
 - ・防災指導計画の作成
 - ・教職員に対する研修の実施
 - ・災害種別,発生時刻別訓練の計画,実施
 - ・その他

【危機管理委員会 組織図】

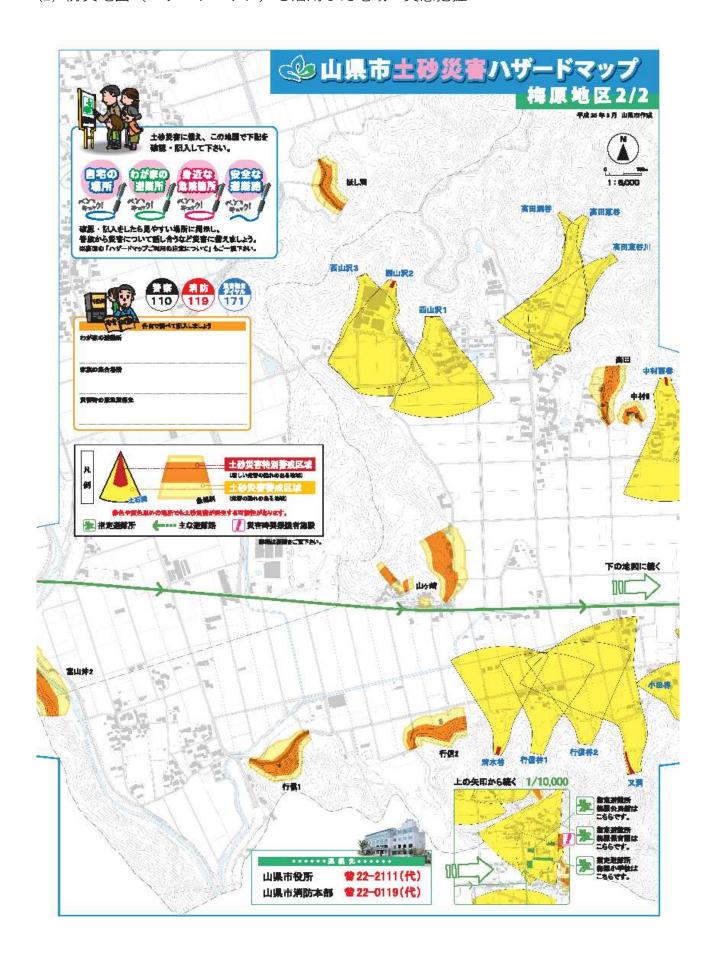


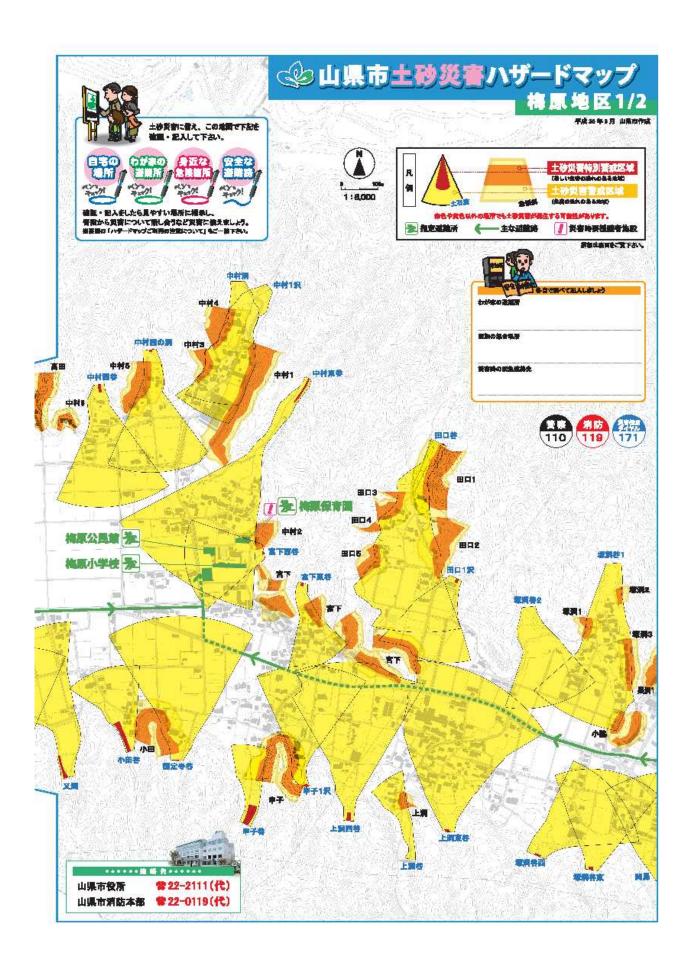
2 安全管理

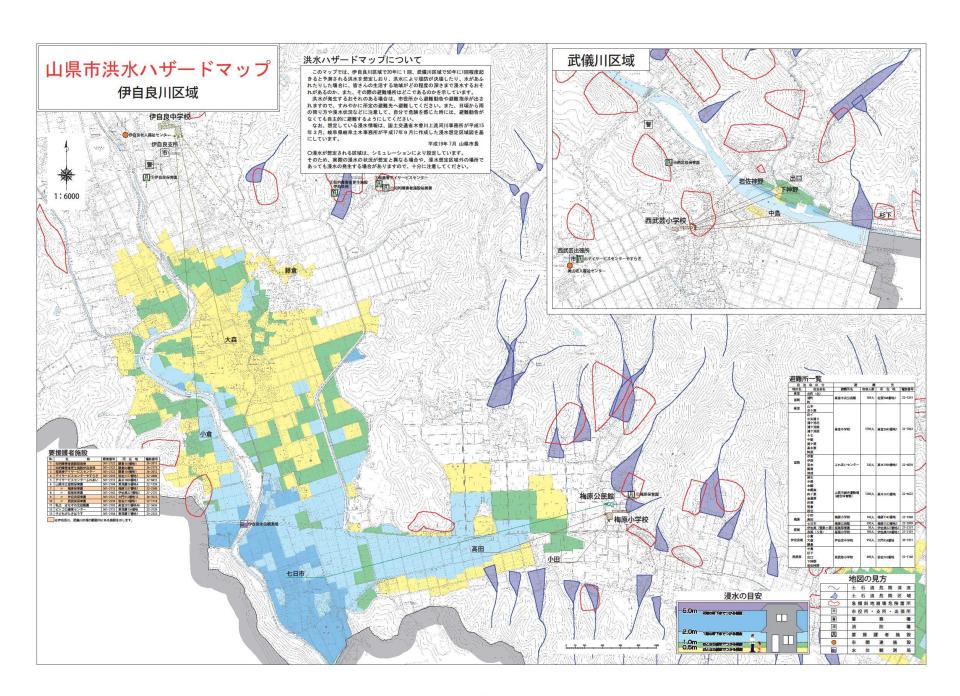
(1) 施設・設備・避難経路等の安全点検

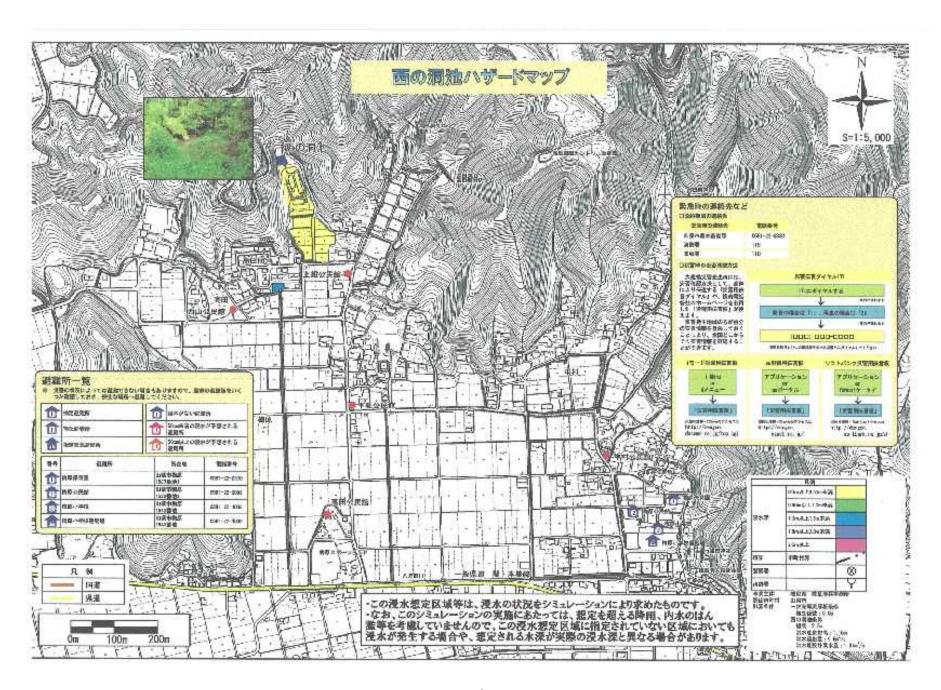
		点 検 項 目	判定		
41	1	避難経路図が掲示されている。			
教	2	放送設備(スピーカー,テレビ)が動かないようにしっかり固定されている。			
室廊	3	収納戸棚や書架,ロッカーは壁面や床面にしっかり固定されている。			
下	4	天井のボード類,つり下げ式スクリーン,照明器具の留め具や蛍光管に緩みや破損はない。			
等	5	棚の上に落下しやすいものを置いていない。			
	6	窓ガラスに飛散防止フィルムが貼られている。			
	1	避難経路図が掲示されている。			
	2	薬品容器の転倒・落下防止措置がしてある。			
理	3	実権器具の収納戸棚や薬品戸棚等の転倒・移動防止措置をしてある。			
科	4	アルコールランプ,ガスバーナーなどの火災予防措置をしてある。			
室	5	薬品同士が混合し発火の危険がないように,保管場所や保管方法を考慮してある。			
	6	劇薬等の危険性の高い薬品類は,砂箱などに収納している。			
	7	受け払い簿によって薬品について適切な管理がなされている。			
[AVI	1	避難経路図が掲示されている。			
図書	2	書架を壁面や床面等に固定している。			
館	3	書架と書架を連結し、転倒防止措置をしている。			
ДЦ	4	可動式書架にストッパーがある。			
	1 避難経路図が掲示されている。				
家庭	2	食器戸棚の転倒・落下防止措置はしてある。			
庭科	3	ガス調理器具、電気調理器具の緊急遮断装置が正常に作動する。			
室	ガス検知機が正常に作動する。				
	5	食器,ガラス類の飛散・移動防止措置がとられている。			
他	1	避難経路図が掲示されている。			
の	2	放送設備(スピーカー,テレビ)が動かないようにしっかり固定されている。			
特	3	収納戸棚や書架,ロッカーは壁面や床面にしっかり固定されている。			
別	4	天井のボード類,つり下げ式スクリーン,照明器具の留め具や蛍光管に緩みや破損はない。			
教	5	棚の上に落下しやすいものを置いていない。			
室	6	窓ガラスに飛散防止フィルムが貼られている。			
	1	校舎外壁にひびわれや歪みがない。			
1 ''-	2	門扉や塀にひび割れや傾きなどの兆候が見られない。			
校 舎	3	体育館の外観に異状が認められない。			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4	ガスボンベは転倒・移動防止の措置がとられている。			
	5	ボイラーの耐震安全装置は正常に作動する。			
	灯油は、漏れたり引火したりしない場所に適切に保管されている。				
避	1	校舎からの非常(出入り)口は確保されている。(周囲に物がない。扉がスムーズに動く。)			
難	2	非常階段は安全に使える。			
経	3	階段や廊下は避難に支障がなく安全に使える。			
路	4 一時避難場所(校庭)への通路が確保されている。				
防災	1	防災訓練に,地域の消防署員が参加している。			
体制	2	保護者への緊急メールは配信される。(正常に作動する)			

(2) 防災地図 (ハザードマップ) を活用した地域の実態把握











(3) 通学路危険箇所

A 危険箇所【地図上の番号: <mark>赤数字</mark>】

地区	地図番号	【危険と思われる箇所】 状 況		
塚洞	1	【塚洞公園】 人の目に届きにくいため、公園に子どもが一人だけでいると		
田口		心配である。横の用水路や山にはまむしがたくさんいるので,夏は山や用		
		水路には近づかない。		
上洞	2	【山沿いの道】 薄暗く人通りが少ない。		
	3	【公民館前の坂道】 自転車のスピードが出る。		
	4	【リッチバーガー北交差点】 見通しが悪く,交通量が多い。		
宮下	7	【津島神社】 夜間暗く,不審者がいても分かりにくい。猿の目撃情報も多		
		数あり。賀茂神社の掲示板が斜めになっている。		
中村	21	【日吉神社】 ゴルフ場利用者以外は立ち寄らないため、不審者がいても分		
		かりにくい。		
	22	【ゴルフ場から下りてきた所】 一旦停止をせずに車が出てくる可能性があ		
		るため、危険である。		
高田	9	【団地内下薗様宅前の交差点】 見通しが悪いため、飛び出しの危険がある。		
高田団地		【金沢様宅の北空き地】用水路に柵がなく,子どもが容易に下りられる。		
	10	【団地内谷川様宅前の坂を下りたところ】 見通しが悪いため、飛び出しの		
		危険がある。		
	11	【公園の出入り口】見通しが悪いため、飛び出しの危険がある。		
小田	14	【防火水槽】 ネットの上に乗ると危険である。		
申子				
七日市	15	【高屋勝己様宅前の飼育池】 柵がない。水は現在たまっていない。		
	17	【川田健一様宅前の資材置き場】 雨が降ると増水し、沼地になる。		
	18	【しびり川】 道路脇がすぐ川のため、滑り落ちる恐れがある。		
	19	【伊自良川,しびり川】 雨が降ると増水する。		

B 通学路【地図上の番号:青○数字】

地区	地図番号	【危険と思われる箇所】 状 況			
塚洞	1	【田口入り口】 大通りに出るときに車と接触する可能性がある。			
田口	2	【山際の道】 坂道になっているため、自転車のスピードが出やすい。車の			
		出入りもあるので、車と接触する危険あり。			
	3	【登校時集合場所の四つ角】 見通しが悪いため、車の通りが分かりにくい。			
上洞	4	【信号】 点滅信号が赤に変わったことに気付かず通り過ぎる車がいる。			
		横断歩道を子どもが渡り終えると、赤信号のままでも車が動き始める。			
	7	【津島神社】空地に時々駐車している車があり,不審者がいても分かりにく			
		しる			
宮下	6	【トンネル状の用水路】 普段は水が流れていないため、子どもが入って遊			
		ぶことができる。トンネル内で頭をぶつけてけがをする事案があった。			
	6	【矢崎章郎様宅より東へ入る道路】 西から東への一方通行であるが、時々			
		逆走してくる車両がある。一旦停止しない車も時々いる。特に,遠方より			

		のゴルフ場の行き帰りの車。		
	20	【宮下の通学路】子どもの背よりも高いブロック塀がある。		
中村	8	【岡田正之様宅付近の十字路】 北から南へ進む時に、草木によって見通し		
		が悪い。		
	9	【中村公民館北通学路カーブ】 見通しが悪い。車がスピードを緩めずに走ってくることもある。		
	10	【梅原公民館の西側道路へ出る道】 比較的交通量が多く,飛び出しが危険である。		
	12	【山田好貴様宅東側の用水路】 ガードレール等がなく,増水時などは危険である。		
	9	【中村公民館北通学路のカーブ】R7年。山田美希さんの所の夏未さん(4		
		年時)登下校が一人になる。危険箇所のため,他の子と一緒に通学するこ		
		とも難しい。		
高田	11)	【田んぼの直線道路】 ゴルフ場からの車が、猛スピードで走ってくる。		
高田団地	14)	【下組公民館の曲り角】 坂になっているため,自転車がスピードを出した		
		まま曲がり角に入り,危険である。見通しも悪く,出会い頭でぶつかりそ		
		うになる。		
小田	15)	【県道の信号】 押しボタンを押して歩道信号が青になり、車道信号が赤に		
申子		なっても止まらない車がある。		
	<u>VII</u>	【歩道】水路に落ちる。		
七日市	17)	【榎並清治様宅東側横断歩道】 交通量が多く,スピードを出して走ってく		
		る車がいる。信号がなく,道幅も狭い。		
	18)	【通学路】 伊自良四つ辻交差点を避けるため,迂回する車が多い。公園に		
	19	不審者がたまに現れる。		
		【通学路】 進入禁止時間帯にもかかわらず,進入してくる車がある。		

C 荒天時, 大雨, 増水時の通学路【地図上の番号: 赤ローマ数字】

地区	地図番号	【危険と思われる箇所】 状 況
塚洞	1	【田口近くの用水路】 雨が降ると、用水路の水が増すので近づかない。
田口		
上洞	1	【用水路】 降水量が多いとき、山からの水が増水する。
宮下	<u> </u>	【用水路】 大雨の時,増水する。ガードレールやフェンスがない。
中村	<u>IV</u>	【用水路】 大雨の時に増水する。
高田	V	【下組排水路】 大雨の時,増水する。
高田団地	VI	【団地と西山の間の排水路】 大雨の時、流れが速く、増水する。
小田	15	【水路】 大雨になるとすぐに増水する。公民館の横の川は大雨になると危
申子	10	険。
七日市	VIII	【土井水道の資材置き場東用水路】 大雨が降ると,しびり川が増水する。
	<u>IX</u>	【青空公園から小田地区へ向かう東西道路】 大雨が降ると,山水が道路へ
		流れ出す。
	17	【川田健一様宅前の資材置き場】強風にあおられて資材が飛んできたことが
		ある。

D 子どもたちに教えること

地区	地図番号	【危険と思われる箇所】 状 況		
塚洞	1	【塚洞地内】 人目に届きにくいため、公園に子どもが一人だけでいると防犯		
田口		の点で危険である。隣接する山には、まむしがいるため、注意し、近づかな		
		ر \ ،		
上洞	4	【上洞信号】 信号待ちの時、一歩下がって待つ。信号が青に変わっても、す		
	4	ぐに渡らず、しっかり確認してから渡る。		
		【リッチバーガー北側(上洞地内)】 車やバイクがスピードを出して走るた		
	Ш	め気を付ける。		
		【西集合場所付近】 まむしなどの蛇が出るので、草むらには入らない。		
		【二ツ橋】信号のない横断歩道を渡るときに注意する。		
宮下	7	【津島神社】 不審者に気をつける。通学路のブロック塀に気をつける。		
中村	10	【梅原公民館の西側道路へ出る道】 飛び出さないようにするため、左右をよ		
		く見てから渡るように繰り返し声をかける。		
	13	【ゴルフ場から下りてくる道】 スピードを出して走行する車もあるため,自		
		転車では通らない。		
高田				
高田団地	<u>V</u>	【団地と西山の間の排水路】		
	<u>VI</u>	雨の時は、小さい溝口でもすぐに増水するので、近くに寄らない。		
小田	14	【防火水槽】 ネットの上に乗らない。		
申子	15)	【県道の信号】 歩道信号が青になってもすぐに渡らず、車が止まったことを		
	4.5	確認してから渡る。		
七日市	15	【高屋勝己様宅前の飼育池】 子どもだけで近づかない。		
	16	【川田健一様宅前の資材置き場】 フェンスを上がって無断で立ち入らない。		
	19	【伊自良川】 子どもだけでは行かない。		
	19	【通学路】 車が注意してくれるとは限らないので、自分たちでも十分に注意		
		して登下校する。草むらに入らない。(まむしがいるかもしれないので)		

E 自治会や自治会を通して市にお願いすること

地区	地図番	【危険と思われる箇所】 状 況
	号	
宮下	6	【トンネル状の用水路】 普段は水が流れていないため、子どもが入って遊ぶ
		ことができる。トンネル内で頭をぶつけてけがをする事案があった。
	6	【矢崎章郎様宅より東へ入る道路】 西から東への一方通行であるが、時々逆
		走してくる車両がある。
	<u>21</u>)	【賀茂神社】掲示板が斜めになっていて危険なので、直してほしい。
七日市	VIII	【土井水道の資材置き場東用水路】 大雨が降ると, しびり川が増水する。
		→自治会からすでに要望済み。
中村	13)	【ゴルフ場から下りてくる道】「止まれ」の標識を作ってもらうように市に依頼
		中。
上洞	4	【点滅信号】点滅信号ではなく、常時青信号にしてほしい。(依頼済み:年度内
		に対応予定)



3 学校安全計画

平成31年度

学校安全教育年間指導計画 山県市立梅原小学校

月	月目標	安 全	管 理	環境管理	安全教育	
Л	万日际	行事	指導	垛 况日生	教 科	道徳
4	きまりを守っ て生活しよう (廊下歩行)	分団会 命を守る訓 練 安全点検 (毎月21 日実施)	避難経路の 確認 通学路の確 認 登下校時の 約束	机・いすの調 節 掃除道具の 点検 校舎内外の 整備	ガスコンロ (家) 移植ごて (理・総) カッターナイフ (図) 運動場施設・遊具の安全 (体)	生命尊重
5	不審者からの 身の守り方を 身につけよう	交通安全教 室	交通ルール とマナー 自転車の乗 り方	通学路の安 全点検 引渡しカー ドの確認	ガスコンロ・包丁(家) くわ・かま(総・掃除) カッターナイフ(図)	規則尊重
6	雨の日の過ご し方を工夫し よう	防犯教室 救急法講習 会 (職員・PTA)	プールの安 全 雨の日の生 活	プールの点 検整備 清掃 水質検査	プールの使用・一輪車・竹馬 の安全(体) ミシン・裁縫道具(家) ガスコンロ(生)・きり(図)	健康安全
7	水の事故に遭 わないように しよう	分団会	夏休みの安 全な生活	大掃除	プールの使用 (体)・ミシン・ 裁縫道具 (家) ・カッターナ イフ (図) ・着衣泳 (体)・ 薬品の扱い方 (理)	節度節制
9	災害時の下校 の仕方を知ろ う	命を守る訓練(引渡し訓練)	緊急時の分 団下校	机・いすの調 節 掃除道具の 点検	けがの防止(体)・金づち・ 釘抜き・のこぎり・電動のこ ぎり(図)・かま(総)	生命尊重
10	きまりを守っ て登下校しよ う	社会見学 (学年ごと)	休憩時の災 害対処 安全な登下 校の仕方 防災ノート	照明器具の 点検 照度測定	鉄棒・雲梯の安全(体) ミシン・裁縫道具(家) ガスコンロ・包丁・カッター ナイフ・段ボールカッター・ きり(生)	健康安全
11	いろいろな場 所の避難の仕 方を知ろう	命を守る訓 練 (特別教 室)	避難経路の 再確認 薄暮時の下 校 熊鈴	避難経路の 安全点検	跳び箱の安全(体)ホットボンド・きり・のこぎり(生)ガスコンロ・包丁(家)アルコールランプ(理)	規則尊重
12	自転車の安全 な乗り方をし よう	分団会	冬休みの安全な生活	暖房設備の 点検 大掃除	なわとびの安全(体)・彫刻 刀・糸のこぎり・きり(図)・ アルコールランプ・マッチ (理)	思慮反省節度節制
1	安全に気をつ け、室内での 遊び方を工夫 しよう	命を守る訓練(掃除の 時間)	凍結時・積雪 時の登下校 校舎内の安 全	机・いすの調 節・教室内の 空気検査	カッターナイフ (図) ・ホットボンド (生) ・ガスバーナー・薬品の扱い方 (理) ・彫刻刀・糸のこぎり・きり (図)	自由責任
2	安全に気をつ け、遊び方を 工夫しよう		安全な登下 校の仕方 安全な遊び の工夫	掃除道具の点検	彫刻刀・糸のこぎり・きり (図) 病気の予防(体)包丁(総) アルコールランプ(理)	規則尊重健康安全
3	1年間の安全 生活について ふりかえり、 自分の課題に 取り組もう	分団会	一年間の反 省	大掃除	ガスコンロ (生) 用具の安全 (体) 彫刻刀 (図)	思慮反省 節度節制

Ⅱ 災害発生時の体制と対応

- 1 災害発生時の初期対応
- (1) 職員の動員体制
- ① 児童在校時の災害対応

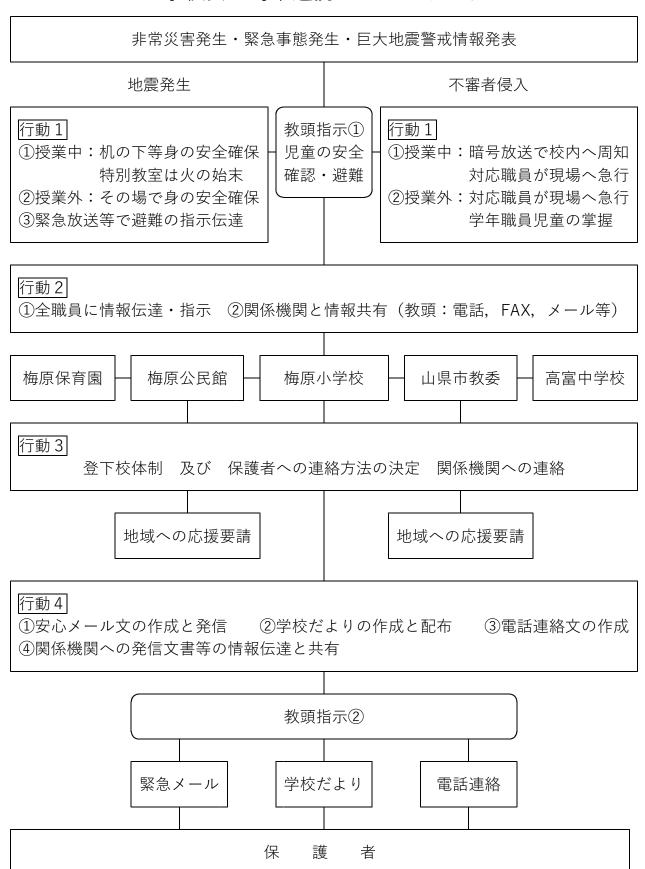
災害の程度	管理職	教職員	児童の動き
原則として 震度5弱 以上の揺れが、 山県市及び近接市 町で観測された場合	○学校災害対策本部を設置 本部長は校長 副本部長は教頭 教務主任,生徒指導主 事が補佐 ○授業継続または,打ち 切りを判断	○児童へ避難指示 ○児童の安全確認 ○校地内の被害状 況調査 ○震災の情報収集	○ただちに命を守る行動をとる○教職員の指示を受け、一次避難場所の校庭へ避難数
	 ○震度5強以上 ・直ちに授業打切る。 ・児童を学校で留め置き(預かり)とする。 ・保護者引渡しによる下校を行う。 ○震度5弱まで ・通学路を初めとする地域の被害状況をみて、校長が適切に当断(授業継続か下校か)する。 ・学校で留め置く(預かる)、集団下校させる等の場合には、事前に緊急メールシステムを使って保護者に連絡する。 		
	○関係機関(市教委,山 県市校長会)へ状況報 告	· ·	○教職員の指示を 受け行動
その他の災害(風 水害,土砂災害, 原子力災害等)が 発生した場合	○校長が災害の状況を判 断し、必要があれば学 校災害対策本部の設置 を指示する	○児童の安全確認 ○校地内の被害状 況調査	○教職員の指示を 受け行動
南海トラフ地震臨 時情報(巨大地震 警戒)が発表され た場合			

② 夜間・休日の参集基準

災害の程度	管理職	教職員	参集後の業務
勤務時間外において、原則として 震度 6 弱 以上の揺れが、山 県市及び近接する 市町で観測された 場合	○校長,教頭は梅原小学校に参集する。○学校災害対策本部各班の活動を開始させる	○家族の安全を確 認した後,勤務 校に参集する。	・児童の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務
勤務時間外において、原則として 震度 5 弱 以上の揺れが、山 県市及び近接する 市町村で観測された場合	○校長,教頭は梅原小学校に参集する。 ○学校災害対策本部を設置し,必要に応じ教職員に対し学校への参集を連絡する。	○自宅で待機し, 学校災害対策本 部からの参集連 絡があった場合 は,家族の安全 を確認した後, 参集する。	・児童の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務

(2) 梅原小学校の連絡調整体制

学校安全対策連携フローチャート



(3) 学校災害対策本部の組織・任務

本部長 校長

総括班

校長, 教頭及び 班長(又は代理者) を中心とした教職 員で構成。

各班との連携の もと, 校内の被災 状況等の把握を行 うとともに、災害 対策担当部局,教 育委員会等の連絡 にあたる。また, 被害者の状況に応 じ, 第二次避難所 への避難. 応急対 策の決定等児童・ 教職員の安全確保 や避難所の運営の ために必要となる 業務に関し、各班 との連絡調整を行 う。

ダ否確認・避

難

誘

導

地震の揺れが収まった直後直ちに活動を開始し、児童・教職員の安否確認、負傷者の有無及びその規模の推定を行うとともに、避難の必要性を判断し、避難誘導を行う。また、クラス全員の安否を確認し、総括班に報告する。安全確認した生徒は安全連絡カードによりチェックする。さらに、就業時以外の時間帯に発災後速やかに行動を開始する必要がある。特に救急医療班、救護班との密接な連携のもとに行動する必要がある。

安全・消火点検

校内や近隣の巡視を行うほか、被害状況を点検し、 安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路 を確保する。また、消火防止に努めるとともに、火災 が発生した場合は初期消火活動を行う。このほか、二 次避難場所及び避難路を確保する。また、出火防止に 努めるとともに、火災が発生した場合は初期消火活動 を行う。このほか、二次災害等の危険を防止するため に必要に措置を講ずる。

救護

建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命に当たる。

救急医療

養護教諭及び救命・救急経験者等で組織。特に救護班、安否確認、避難誘導班とは緊密に連携をとり、負傷した生徒・教職員や場合によっては負傷者の保護に努め、必要に応じて非常救護所や病院等の専門医療機関と連携をとる。

保護者連絡

児童の保護者への引き渡しを安全・確実に実施する。 その際、引き渡す相手が児童の保護者又はその代理で あることの確認と、どの教員が立ち会ったのか記録が 必要である。

応急復旧

校内応急復旧班に必要な機材,児童への食料,寝具等の調達,管理に当たる。特に応急教育再開に際し,児童が教科書,学用品等を減失した場合の対応に当たる。

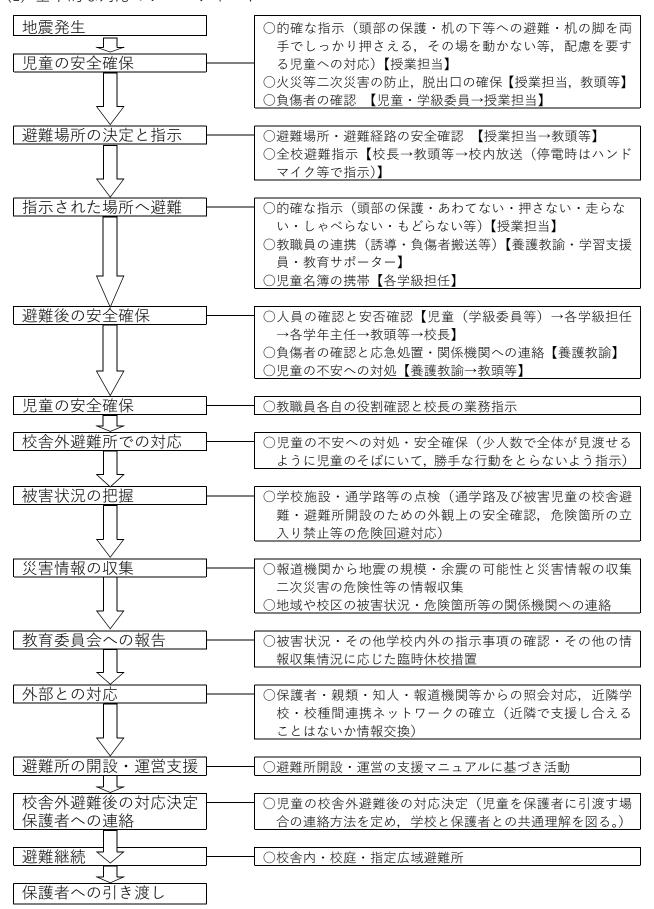
避難所支

在校している児童の安全の確保を図り、学校が避難 所として安全に運営されるための措置を講じるととも に、避難所内の保健衛生に配慮する。外部からの援助 を受け入れる。また、避難住民のための水、食料その 他救援物資の受入れ・管理を行う。

(4) 各班の活動内容

	主な活動内容	事前の準備
本部長・総括班	 ○校内の災害状況の把握 ○対策の決定,指示 ○児童,教職員の安全確保 ○各班との連絡調整 ○非常時持出し書類の搬出 ○市町村教育委員会及び市町村防災担当課との連絡調整(必要物資要求等) ○地域防災拠点としての運営支援 ○災害対策本部用日誌への記録 ○必要物資の要求 	○研修会の実施,日常の確認 ・点検 ○持出し書類,物品の確認 ○市町村教育委員会,市町村 防災担当課,地域 防災担当 者との確認 ○災害対策本部用日誌 ○校内略地図(電源・電気,水道,ガス配線) ○報道対応準備 ○学校災害対応マニュアル ○学校施設配置図 ○ラジオ・ハンドマイク・懐中電灯・携帯無線機 ・携帯電話
避難誘導班 班	○児童の安全確保○負傷者の有無の確認○一次避難場所への避難誘導・整列指示○児童・教職員の安否確認○名簿による確認	○緊急連絡用(引渡し)カード等○事前の避難経路確認,指定○避難経路図作成(複数)○校内避難経路矢印表示○確認名簿(クラス出席簿)
安全・消火点検班	○火災があった場合の初期消火○校内被害状況点検・整備○二次災害危険防止の措置○二次避難場所への経路確認・確保○非常持出品の搬出○点検結果の記録○常に複数での行動	○定期的な安全点検の実施○消火用具の準備・管理○二次避難場所対策○損害調査リスト○消火器○ヘルメット・のこぎり・革手袋・斧・工具セット・ラジオ・バール・毛布・雨合羽・長靴○学校施設配置図○防災施設配置図
救 護 班	○複数チーム編成による活動 ○負傷者の搬出·救命 ○行方不明者の捜索	○校内略地図 ○革手袋(軍手),ヘルメット,防塵マスク, のこぎり,毛布,担架,斧,トランシーバー
救急医療班	○応急手当の実施○応急手当の記録○負傷者の保護○負傷者のトリアージ○医療機関との連携	○応急手当用備品確保・管理 ○記録用紙 ○AED・担架・毛布等
連 保 終 者 班	○引渡し場所の確認・指定 ○引渡しカードによる身元確認の後, 保護者・代理人への引渡し ○保護者への情報発信	○事前の引渡しカード作成,回収・確認○確認名簿(出席簿)○引渡し配置図
応急復旧班	○施設等の構造的被害状況の把握○危険箇所の処理○危険箇所の立入禁止表示○授業教室の確保	○復旧に必要な機材,用具の確保・管理 ○校内略地図(電源・電気,水道,ガス配線) ○被害調査票 ○危険標識・立入禁止標識 ○ヘルメット ○ロープ
避難所支援班	○市町村防災担当課等との連絡・調整○市町村及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援○立入禁止区域の設定・表示○受入場所の開放,表示	○名簿用紙 ○表示関係 ○マスターキー ○市町村, 地域との事前確認 ○ラジオ・バリケード・ロープ・テープ ○危険標識・立入禁止標識 ○学校施設配置図 ○避難者名簿等 ○保護者への指示(文書)

- 2 災害発生時の場所別・時間帯別の児童への対応【学校内】
- (1) 基本的な対応のフローチャート



(2) 授業をしている場所別の対応

場所	共通事項	個別事項
普通教室	○災害時・担当教諭○教師の指示による安全確保の的確な指示(頭部の保護・窓や壁際から離れ	○机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つよう指示する。 ○火気使用中であれば消火を指示する。
特別教室	させる。「落ちてこない」 「倒れてこない」場所へ	○実習中等であれば,危険回避を指示する。
体育館	の移動。) ○火気使用中であれば、地震のゆれがおさまってから消火する。 ○児童の人員状況の確認や周囲の安全確認を行う。 ○余震や二次災害(火災や土砂災害等)に備え、児	○中央に集合させ、体を低くするよう指示する。(建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添うほうが良い場合もある。)
運動場		○建物から離れ、中央に集合させ体を低くす るよう指示する。
プール		○速やかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示する。○ゆれがおさまれば、速やかにプールから出るよう指示する。○避難準備(サンダル・靴を履き・衣服やバスタオルで身を守るよう指示する。)

(3) 休み時間の対応

場所	児童の行動	教職員の対応
階段廊下トイレ等	○ゆれている間は、帽子や上着等で頭部を保護してじっと待機する。○落下物や倒壊物に気を付ける。○ゆれがおさまり、教職員の指示に従い、校舎外避難所に避難する。○周囲の安全確認を行う。	○全校指示(ゆれがおさまるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機するよう指示する。) ○教職員は分散して児童の安全確保・指示誘導を行
運動場 中庭 等	○建物・窓ガラスの近くから離れる。○ゆれがおさまるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する。	っ。 ○校舎外にいる児童の安全 確保・負傷者の応急手当 をする。

(4) 被災状況による具体的な対応

① 授業中(普通教室)

予想される状況	教職員の対応	児童の対応
○ おいっと でのない でのない でのない かいの でのない かいの でのない でのない でのない でのない でのない でのない でのない での	【ゆれている時】 ○「机の下に潜れ!」「机の脚を持って!」「大丈夫。先生もここにいる。」 ○「外へ飛び出すな!」 ※脱出口を1箇所以上確保する。 【避難する時】 ○「ケガ人はいないか。」 ※負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。 ○「座布団や本などで頭を守れ!」 ○「あわてないで、避難しろ!」 ※児童に対して、適切な避難経を指示した上で先導する。 (隣のクラスと連携して、先頭・最後尾に教師がつくる簿等の必ち。) ※出席簿・地区別名簿等のかる。	【ゆれている時】 ○机の下に潜って、机の脚をしっかり持でですところがない場合は、等でですりまがながが低いないがはいいであるだけ低い来るだけ低い来るだけ低いまる。 【避難員の・「お」・「は」・「は」がですない。 「おい」・「おい」・「は」がである。 ※ 「お」・「は」がですがいいででいたでは、いいででのででいたででいたででいたででいたででいたでいい。 ○座ま、が発生しているでいる。 ○勝手にでいる。 ○勝任がでいる。 ○り勝任がに従う。

② 授業中 (特別教室)・給食時

	予想される状況	教職員の対応	児童の対応
理科室・家庭科室	○教室の例に準じし、 ※ 品が がったいでする。 ※ はいまする。。 ※ では、	※ゆれている時は、教室の例に準じるが、 机の下に潜れない場合は、次のように対 応する。 ○「その場にしゃがめ!」 ○「頭を守れ!」 ○「こぼれた薬品に近づくな!」 ○「火を消せ!」 ※消火は、児童の安全を最優先に指示する。 ※動けない場合は、ゆれがおさまってから 火を消しガスや電気の元栓を必ず閉める。 ※避難も教室の例と同様とする。 ※避難の際は、薬品やガラス器具の破片等 に注意させる。	○教室の例に準じる。 ○教科書である。 ②教科書でいる。 の例やする。 の例やする。 のはおりますがくのはないさいで、 はているののはないではないではないでである。 のはないではないではないではないではないではないではでいる。 はてなりないさし、かのはないではないではないではないではないではないではないではないではないできないできないできないできないである。 の対している。 のはているのはではないではないではないではないではないできないではないではないではないではないではないできないではないできないできないできないできないできないできないできないできないではないではないではないではないではないではないである。 の対している。 の対しているではないできないできないできないできないできないできないできないできないできないでき
図書室	○図書室では、本棚・ ロッカー類が相次い で倒れる。○本が落ちてくる。	○「真ん中に行け!」○「しゃがめ!」○「本で頭を守れ!」	○近くにある本を持って、部屋の中央に行き、できるかぎり頭を保護してしゃがむ。

	予想される状況	教職員の対応	児童の対応
音楽室	○ピアノが動いたり、 倒れたりする。○スピーカー・オーディオ設備・楽器等が落下する。	○普通教室の例に準じる。○普通教室の例にる。	
図工室	○図工室では,収納棚 のガラスが割れ,工 具等が落下する。	○教室の例に準じる。 ○刃物類を使用中は、特にケガに注意す る。	○教室の例に準じる。
パソコン室	○パソコン室では、パソコン本体等が落下する。○キャスター付き椅子が移動する。	○教室の例に準じる。 ○避難の際は、必ず靴をはかせる。	○教室の例に準じる。
保健室	○保健室では、薬品棚の転倒、破損ガラスが散乱する。○冷蔵庫・測定器具等が転倒する。	○教室の例に準じる。 ○火災発生時には、初期消火として毛布等 をかぶせる。	○体調不良等で休んで いる場合は, すぐに ベッドの下に潜る。
給食時	○給食時には食器の落下おかずの入っている食缶が倒れ、熱い食べ物類が飛び散る ○ランチルームでは多人数のため、パニック状態になる。	○給食調理室においては、素早く火元の始末をする。 ○他学年にわたる等、通常より多人数になるため、特に明確に指示する。	○机の下へ潜り、火傷 をしないように気を 付ける。 ○配膳準備時に廊下・ 手洗い場にいる場合 は、休憩時の廊下に 準じる。

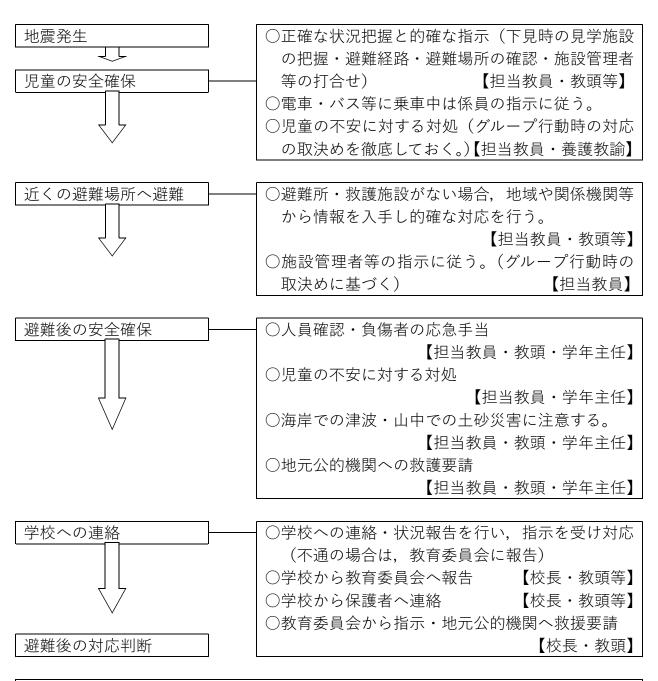
③ 授業中(体育館,グラウンド,プール)

	予想される状況	教職員の対応	児童の対応
体育館	○体育館では、破損 ガラスが飛散する。○照明器具・天井固 定器具類が落下す る。	 ※体育の授業の時は、次の通り対応する。 ○「真ん中へ行け!」 ○「しゃがめ!」 ○「頭の上に手を置け!」 ※全校集会等で多くの児童が集まっている場合は、次ぎのとおり対応する。 ○「その場にしゃがめ!」 ○「頭の上に手を置け!」 ※避難するときは、明確に指示を出し、自分勝手な行動をとらせない。 	○「落ちてこない」「倒れてこない」、場所に移動し、手でがむ。 で動して、しゃがむ。 ○勝手に体育館の外に 飛び出さない。 ○避難の際は、頭を守り、体育館シューズ のまま外に出る。
グラウンド	○校庭に亀裂が入り、 陥没する。 ○建物の付近では、 ガラスが飛散する。 ○ネット支柱・サッカーゴールの倒壊 ・遊具・石像が倒れる。	※落ち着いて指示し、勝手な行動をさせない。○「真ん中へ行け!」○「しゃがめ!」○「頭を守れ!」	○ゆれが激しい場合は 這ってでも、建物から離れる。 ○伏せた状態で頭を手 や衣類等で守る。 ○勝手に校外に出たり 建物内に入ったりしない。
プ	○プールの水面が波	○水泳時は水からあげ,衣類を持たせ,	○ゆれがおさまりしだ
I	立ち, ところどこ	履物をはかせ、避難させる。	い,避難場所へ移動
ル	ろで亀裂が入る。		する。

④ 休み時間

	予想される状況	教職員の対応	児童の対応
教室	○授業である。 ○授業である。 ・受験では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	○校内放送等で安全な避難場所及び避難方法を明確に指示する。○教員はできるだけ早く所定の教室に直行し、校舎内の児童を把握する。○他学年・他学級の児童は、避難場所において、学級担任・担当者に引き渡す。	○授業中の教室の例に 準じる。 ○校内放送・その他の 通報を静かに最後ま で聞き,指示に従い 行動する。
廊下	○廊下や昇降口等では ロッカー・戸棚類・ 下駄箱等の倒壊やガラス の破片が落下する。 ○戸や扉の開閉が困難 になる。 ○防火扉が閉まり,避 難が困難になる。	○教員はできるだけ早く所定の教室に直行し、校舎内の児童を把握する。○被害状況をみた上で、別の避難経路を指示する。	○校内放送・その他の 通報を静かに最後ま で聞き、指示に従い 行動する。 ○「落ちてこない」「倒 れてこない」場所に 移動する。余裕を れば、近くの教室の 机の下に潜りこむ。
階段	○破損ガラス・天井・壁・蛍光灯が落下する。○傾斜があるので、転落する可能性がある。	○授業中の教室の例に準じる。	○校内放送等を静かに 最後まで聞き,指示 に従い行動する。 ○転落しないようにそ の場に伏せて,頭を 守る。
トイレ	○戸や扉の開閉が困難 になる。 ○天井・壁・蛍光灯等 が落下する。	○授業中の教室の例に準じる。 ○トイレ内に児童がいないか確認する。	○トイレを使用中は急 いで戸を開け,落下 物に注意してじっと 動かずにいる。
グラウンド	○授業中の校庭の例に 準じる。	○校内放送か担当教師が校庭に出て、中央に集める。○状況に応じて安全な場所に避難させる。○クラスに戻す。	○授業中のグラウンドの例に準じる。 ○校内放送等を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。

- 3 災害発生時の場所別・時間帯別の児童への対応【学校外活動中】
- (1) 基本的な対応のフローチャート



- ※修学旅行で県外にいる際に岐阜県内で地震が発生した場合
 - ○地震の規模・被害状況等の情報を収集する。(教頭・教務主任等)
 - ○学校又は教育委員会へ連絡・指示を受け対応する。(校長・教頭等)
 - ○地元公共機関や関係機関(旅行会社等)と連携する。(校長・担当教員)
 - ○児童の不安に対する対処(状況説明・今後の対応)(校長・教頭等)

(2) 具体的な対応

予想される状況

- ○車両の脱線・転覆,高 速道路の崩壊,建物の 外壁・かわら・ネオオ サイン等の落下,看 サイン等の場等の飛 サイブロック塀子の がラスの破片の飛散, 電線の垂下がり,歩 橋の落下,ガソリタ 橋の落下,ガソリタ 場と りによる を いたし による を による を による を
- ○海岸では、津波・河川 の堤防の決壊、低地で は浸水による水害、埋 め立て地では液状化に よる建物の崩壊、山間 部の崖崩れ等が起こる
- ○地理不案内による不安 やデマ等に惑わされた りして,心理的な動揺 を起こしやすい。
- ○旅館の内外は,校舎内 外と同様に落下物や倒 壊物等による危険があ る。
- ○火気使用中は,火災発 生のおそれがある。
- ○夜間の睡眠中,あるいは停電時には,居所不慣れによる混乱が起こりやすい。
- ○児童にとって,不慣れ な土地であるので,不 安や恐怖が強く心理的 動揺をきたし混乱が起 こりやすい。特に夜間 おいては,一層不安や 恐怖心が高まる。

教職員の対応

- ○屋内・野外にいた場合は 危険物から遠ざけて集合 させる
- ○人員の確認・把握を行い 引率責任者と十分連携を 図る。
- ○交通機関利用時については、係員の指示に従い、協力して誘導にあたる。また、列車・バス等の乗車中は、非常コック・非常ドアを確認し、脱出口を確保する。
- ※事前に遠足先の状況や避難所の確認をしておくことが大切である。
- ※放送・メガホン等を使用 し、あるいは各室へ通報 し、避難の方法を明確に 指示する。

【ゆれている時】

- ○「外に出るな!」
- ○「ベッドの下に潜れ!」又は「布団の中に入れ!」

【ゆれがおさまった時】

- ○「慌てずに、静かに◎◎に避難・集合しなさい|
- ※宿舎において,万一の場合を想定して避難の方法を必ず指導する。

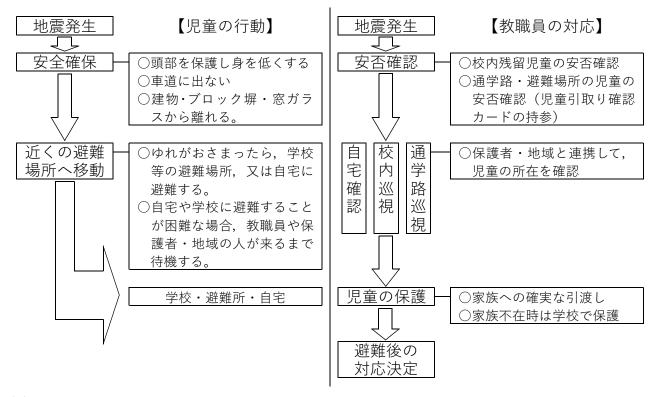
○津波に対しては、すみやかな対応が必要である。

児童の対応

- ○教師から離れず,集団で行動する。
- ○電車・バス等に乗車中は車 掌・運転手・職員等の指示 に従う。
- ○落下物から身を守る。
- ○狭い場所や道路では,落下 ・倒壊物に注意し,素早く 広い場所に出る。
- ○倒壊現場・火災現場から離れる。
- ○河岸では、津波の恐れがあるため、できるだけ早く高 台へ避難する。
- ○その他の場所においても, 被災のおおそれがある所か らできるだけ速やかに遠ざ かる。
- ○避難経路・避難場所・宿舎 の周囲の状況を明確に理解 しておく。
- ○室内で身の安全を守るため の方法を工夫する。机の下 に潜る,ベッドの下に潜る, 布団で頭部を守る等。
- ○教員のいないときは、班長 の指示で協力して集団で行 動する。
- ○避難行動は、指導者の指示 により行い、自分勝手な行 動はとらない。
- ○避難場所に到着したら,班 長は人員を確認して,教員 に報告する。
- ○屋外に出たら勝手に室内に 戻らない。
- ○高台に避難する。

4 災害発生時の場所別・時間帯別の児童への対応【登校・下校中】

(1) 基本的な対応のフローチャート



(2) 具体的な対応

予想される状況 児童の対応 教職員の対応 ○強いゆれのため、立っている ○できるだけ速やかに ○ゆれている時は、ランド ことも歩くこともできない。 児童の安否の確認を セル・カバン等で頭を保 ○建物・煙突・電柱等の倒壊が 行い,必要に応じて, 護してしゃがむ。 ○動くことが可能であれば 起こり、電線が垂れ下がる。 家庭と連絡をとる。 ○かわら・外壁・看板等が落下 ※事前に保護者と協力 狭い路地は避け、樹木の したり、破損ガラスが飛散す して, 通学路を実地 下に逃げる。 調査し、登下校時に ○事前に家族と避難する場 ○ブロック塀・石垣・自動販売 おける危険箇所・避 所を決めておく。 機等が倒壊する。 難方法等の対策を立 ○ゆれがおさまったら、状 ○液状化した場所では, 泥水や 況に応じて, 自宅か学校 てて指導する 砂の噴出・埋設物の浮き上が ○各家庭の避難所・避 か近い方に向かう。(判 断に迷ったら, 学校へ向 りや建造 物の傾斜・道路の 難経路・緊急時の連 絡先を予め調べてお 陥没が起こる。 かう。) ○傾斜地では、山崩れ・崖崩れ ○学校と連絡を取り、状況 <。 ○原則として,登下校 が発生する。 を報告する。 ○道路が地割れを起こしたり. 中に地震が起こった ○ブロック塀から離れる。 ○川岸・崖下から速やかに 水やプロパンガスが漏れ出し 場合、自宅か学校い たりする。 ずれかの近い方に向 離れる。 ○児童は、指導者が不在のため、 かうように事前に指 どうしてよいか迷ったり、デ 導する。 マ等に惑わされて, 危険な行 動に走ることも予想される。

- 5 災害発生時の場所別・時間帯別の児童への対応【休日・夜間】
- (1) 具体的な対応

予想される状況 教職員の対応 児童の対応 ○突然, 震度 6 弱以上の地震が ○震度 6 弱以上の地震が発 ○学校で遊んでいる 発生し、大きく揺れる。 生した場合, 自宅・家族 場合 ○地震による強い揺れのため立 グラウンドの「落 の安全を確保した上で, つことも歩くこともできない 所属校へ参集の連絡が無 ちてこない|「倒れ ○この強い揺れは、十秒から数 くても参集する。 てこない |場所に 十秒間続く。 ○教職員は、児童の安全確 移動し, 手で頭を ○主要震動終了・大きな揺れが 保を最優先する。 保護して, しゃが ○出勤した教職員又は部活 収まる。 む。 ○ガラス破片の飛散, 転倒物, 動等で出勤している教職 ○家庭にいる場合は、 員の当初の任務は、・出勤 落下物がある。 保護者の責任にお ○傾斜地では崖崩れが発生する 途上で知り得た情報を連 いて児童の安全確 ○大きな揺れの後で児童の 心 絡班に報告する。 保を図る。 が動揺している。 ・校舎等の安全確認を行う。 ○わが身・家族の安 ○本震が終わっても、間もなく ・避難所の開設及び管理運 全を確認した児童 大きな余震が、次々と起こる は、地域の人々と 営に協力する。 ○発災当初の任務の後,教 ことが予想される。 協力し助け合う。 職員は、児童の安否確認 ○自らの安否につい などの業務に従事する。 て、学校に一報を 入れる。

- ※登校・下校中,夜間・休日の安否確認(児童及び保護者)について
 - ①安否確認は、以下の内容について行う。
 - ・児童及び保護者がけがをしていないか。
 - ・児童及び保護者の自宅被災状況
 - ②安否確認の方法
 - ・緊急メールシステムから、本校アドレスへ返信
 - ・電話連絡
 - ・職員による直接確認
 - ・災害伝言ダイヤル
 - ③職員に対する安否確認についても、上記内容、方法とする。

- 6 緊急時児童の留め置きについて
- (1) 引き渡しマニュアル

緊急時児童引き渡しマニュアル

山県市立梅原小学校

2011年3月、東日本大震災の発生時には、避難した児童を無事に保護者に引き渡すことにたいへんな苦労をした学校がたくさんあった。

- ①電話やメール等が不通となり、保護者との連絡が取れない状況の中、児童の安否を確認できない不安から、たくさんの保護者が自家用車で学校に押しかけ、道路の大 渋滞を引き起こした。保護者は動きがとれず、結果的に引き渡しにたいへんな時間 を要した。
- ②引き渡しのルールがつくられていなかったため、なかなか保護者が迎えに来ず、学校では、教職員が付き添い、集団下校で家に帰してしまった。しかし、帰っても家に誰もいない家庭では、余震が続く中、児童がたいへん不安な思いで保護者の帰りを待っていた。
- ③震災当日,担任が不在であったため,担任外の教員が対応したが、保護者の顔がわからず、引き渡しに時間がかかった。
- ④引き渡しカード(名簿)に記載のない人が児童の引き取りに来たために、引き渡し をしなかった(児童も知らない人のため、不審者との区別ができなかった)。

こうしたことを教訓として,緊急時に保護者(引取者)に対して確実に児童を引き渡す ことができるように訓練を行う必要がある。

1. 引き渡しを行う緊急時のめやす

(1)地震

- ○山県市(岐阜県南部)において、震度5弱以上の地震が発生した場合
- ○通学路や家屋に損傷が見られ、下校が難しいと判断される場合
- ②火災
 - ○校舎に激しい火災が発生した場合
 - ○居住している地区及び通学のため通過する地区に火災が発生し,下校が難しいと 判断される場合
- ③大雨·水害·土砂災害
 - ○大雨(大雨警報・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報・大雨特別警報発令) が継続し、下校が難しいと判断される場合
 - ○通学路の冠水,河川の氾濫,崖崩れ・地滑りの発生により,下校が難しいと判断 される場合(発生が予想される場合を含む)
- 4)積雪
 - ○積雪のため通学路の安全が確認できず、下校が難しいと判断される場合
- ⑤不審者の出没・容疑者等の逃走
 - ○梅原地区内に不審者が出没し、実害が発生したり、児童に危害が及ぶ事態が予想

される場合

- ○山県市内で容疑者・犯人等が逃走し、児童に危害が及ぶ事態が予想される場合
- ○他の自治体から容疑者・犯人等が山県市内に逃走し、児童に危害が及ぶ事態が予想される場合
- 6 その他
 - ○校長が引き渡しを必要と判断した場合

2. 引き渡しについての連絡手段

- ①通信手段(あんしんネット・電話)が使えるとき
- ○引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をする。あんしんネットを第1手段とし、学校から保護者宛に児童の引き取りを依頼する。あんしんネット未加入者は学級担任から電話連絡を行う。
- ②あんしんネットが使えないとき
 - ○電話連絡。学級担任から保護者宛に児童の引き取りを依頼する。
- ③梅原小ホームページの更新が可能なとき
 - ○学校から保護者に向け、児童の引き取りを依頼する。
- ④すべての通信手段が途絶し、連絡ができないとき
 - ○保護者に事前に配付した「引き渡しを行う緊急時のめやす」をもとに、保護者(引取者)の判断で来校を待つ。保護者(引取者)の来校まで、児童は学校に待機させる。
 - ○状況に応じて、学校の玄関等に、避難状況や引き渡し場所等を掲示する。
- ※震度 6 弱以上の場合には、学校からの連絡の有無にかかわらず「児童引き渡し」と する。
- 3. 引き渡しについての連絡内容
 - ①事象・引き渡し理由説明
 - ②引き渡し開始時刻
 - ③引き渡し場所
 - 4引き渡し場所への通行ルート

<連絡内容例(あんしんネット)>

件名:緊急!梅原小児童の引き渡し実施

本文:本日〇〇時〇〇分に発生した地震は山県市で震度6弱を記録。児童の安全確保のため、本日の下校は保護者(引取者)への引き渡しとします。

引き渡し開始はこのあと○○時○○分から。

引き渡し場所は梅原小学校体育館。

車で迎えの場合は、運動場西門から入り運動場に駐車。

児童引き取り後、車の方は運動場東門から帰宅してください。

ご協力をお願いします。

4. 引き渡し場所

- ①梅原小学校体育館(地震の場合は安全を確認後)
- ②梅原小学校グラウンド
 - ○体育館が使用できないと判断した場合。

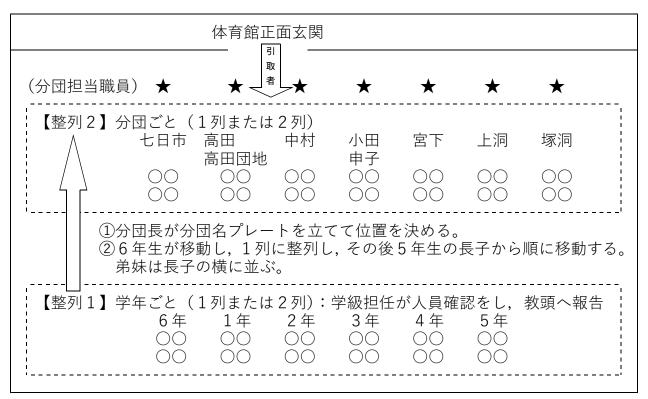
「雨が降っていない」「3時間以内に降水の可能性がない」「地震が発生した」 「校舎が火事になった」「低温・高温ではない」「積雪がない」「日没まで3時間 以上ある」の場合。

- ③梅原小学校視聴覚室
 - ○体育館が使用できないと判断した場合。 「雨が降っている」「3時間以内に降水の可能性がある」「低温・高温である」「積雪がある」「日没まで3時間未満」の場合
- 4梅原公民館
 - ○上記①~③が使用できず、梅原公民館での受け入れ対応が可能な場合。

5. 引き渡し場所への通行ルート

- ○車での来校の場合,天候にかかわらず,駐車スペースはグラウンドとし,正門(南門) から入り,東門から出る一方通行とする。
- ●上記①体育館が引き渡し場所の場合、体育館への出入りは正門玄関1か所のみとする。
- ●上記②グラウンドが引き渡し場所の場合,児童の集合場所は駐車スペースから離れた ところとし,職員の誘導に従って整列する。
- ●上記③視聴覚室が引き渡し場所の場合,校舎への入り口は児童玄関1カ所のみとする。

6. 引き渡し会場図 (★は教職員)



7. 職員の役割分担

役割	担当者
全体指揮	校長
メール配信・電話対応	教頭,事務主任
体育館内への誘導	教頭
引き渡しカード搬入	教務主任
児童確認・引き渡し	学級担任(兼分団担当職員)
児童対応・記録整理	学級担任(兼分団担当職員)
けが・メンタル対応	養護教諭
グラウンド門解錠	教務主任

8. 引き渡しの流れ

		T					
段階	児童・教職員	保護者等(引き取り者)					
引き渡し について の連絡	引き渡しを行う緊急事態発生						
	○各学級にて帰りの準備をする。○次の3点を指導・確認する。①緊急事態への対処法②子どもだけでの外出はしない③引き渡し方法…「この人は誰ですか?」→「お母さんです」	●あんしんネット,電話,ホームページなどを通して「引き渡し」があることを知る。					
移動	○学級担任の引率のもと、引き渡し場所に移動する。○整列1:学級ごと(人員確認)整列2:分団ごと	●車の乗り入れについては職員 の指示に従い,自己判断のみ で進入しない。					
 引き渡し 開始	○各自配置につく。○分団担当職員は、引き渡しカードを受け取る。○分団担当職員は、「児童引渡し緊急	●指定の入り口から引き渡し場 所に行く					
	連絡カード(学校控え)」の引取り予定者の名前と、引取者名が一致しているか確認する。 〇一致していれば児童を呼び、引取者	●分団名プレートを確認し,担 当職員に氏名を告げる。					

	と顔を合わせる。 「この人は誰ですか?」と児童に聞 く。児童が「○例お母さんです」と 答えればそのまま引き渡しを行う。 ○一致しない場合は引渡しができない 旨を伝える。	●引き取りが終了したら帰路に つく。
確認	○引き渡しが終わった担当職員は「引き渡しカード」に引渡し日時と教職 員名を記入する。さらに、学級名簿 に引渡し完了児童をチェックする。	●引取者が保護者ではなかった場合、その保護者は児童と対面を果たしたら学校へ連絡する。(電話が使用可能な場合)
再連絡	○引き渡しができない児童は学校に残 し,家庭への再連絡を試みる。	1

※補足説明

- ①引き渡し場所に来た方から順番に引き渡しを行うことになる。一人ひとりを確実に引き渡すための確認に時間がかかるが、静かに待機してほしい。
- ②緊急時には、学級担任が自分のクラスの安全確保を図り、動静を把握することが最も確実であるという判断のもと、クラスごとに把握をした後、きょうだいをまとめて引き渡しを行う。
- ③学級担任が出張等で緊急時に不在の可能性もある。また多くの引取者が学校に来ることで、緊急事態の状況と合わせて現場が混乱・混雑することが予想される。安全・確実な引き渡しを行うためにも引取者名などが入った「児童・生徒引き渡し引取者記入用紙」に記入してもらい、児童による引取者との関係確認を行う。
- ④安全・確実な引き渡しを行うために、保護者が記入する「児童引渡し緊急連絡カード(学校控え)」の引取り予定者に記入がない方が来ても引き渡しは行わない。また、児童が、引取者との関係を答えられない場合も引き渡しは行わない。
- 9. 「児童引渡し緊急連絡カード」の提出
- ①円滑かつ安全な引き渡しのために「児童引渡し緊急連絡カード」を使用する。 保護者は小学校1家庭につき1枚のカードを記入する。
- ②緊急連絡先の1番には保護者を記入,2番には保護者または引き取りに来る可能性が高い方の連絡先を記入する。
- ③引取り予定者の欄には、可能性が高い人から順に記入する。引き取り者が保護者以外の場合は、緊急時には引き取りを依頼することを確認しておく。また、保護者以外の引き取りは、児童が名前か関係を言える人にする。
- ④「児童引渡し緊急連絡カード」について、新1年生は入学説明会のときに配付し入学式までに回収する。カードは1年間使用し、毎年新しいカードをつくりなおす。年度末に配付・回収を行う。
 - また、児童が6年生のみのカードは卒業後3月末日までに、 $1\sim5$ 年生が含まれたカードについては次年度新しいカードが提出された後に廃棄処分する。

令和○○年度 緊急引き渡しカード 梅原小学校保管用

ふりがな 保護者氏名					地区名	,		
1 緊急第1連絡者名			2 緊急第2連絡者名					
(家庭℡) (携帯℡) (勤務先℡)				 (家庭Liu) (携帯Tiu) (勤務先Tiu)				
柏	事原小学校	児童			そ	の他の	兄弟	
学 年	児	ふりがな 童	名	と育園児/ らがなで名	名 (年齢) 前のみ		保園児名 で名前のみ	中学生名
年				 ((才)			
年				 ((才)			
年				((才)			
年				((才)			
	氏	ふりが :	iな 名	続柄	電話番号	・ (携帯	電話等)	チェック欄 ※学校記入
出迎え者①								
出迎え者②								
出迎え者③								
出迎え者④								_
出迎え者⑤								
*「引き渡し	カード」	<u></u> の記入に	ついて					

- ○引き渡しは、原則、<u>梅原小学校と梅原保育園が連携</u>して、<u>体育館等の同一場所で地区ごと</u>による 引き渡しとなります。全員のお名前をお書きください。他の幼稚園児や保育園児、中学生につい ては、引き渡しの際に保護者の動きを知るためです。年齢は、<u>学年末での年齢</u>をお書きください (年長=6才) ご協力をお願いします。
- ○出迎え者は家族、親戚など**保護者に準ずる方**です。<u>出迎えをお願いする優先度が高い順からお書きください。ただし、⑤まで書いていただかなくても結構です。出迎え者が緊急第1、第2連絡者と同じ場合でも、混乱を防ぐため、改めてご記入をお願いします。</u>
- ○続柄は、「父、母、祖母、祖父、叔父、叔母」等でお書きください。
- ○電話番号は、携帯電話等、確実に連絡が取れる番号をお書きください。
- ○チェック欄は、引き渡しが完了した際の日時を学校側が記入します。

メモ欄 ※学校に知らせておきたいことがありましたらお書きください。

(2) 緊急時児童の留め置きの際、避難所として機能させるための備蓄品

① 生命維持に関わる物資

「生命維持に関わる物資」とは、主食料・水、休息・睡眠に関係する物で、生きていく上で最低限必要であると思われる物である。児童が帰宅できなくなる状況も想定されるので、地域の人も避難してきた場合も含めるとかなりの物資が必要になる。その物資の安全な保管場所を確保することも重要である。

ア食料・水

乾パン, 缶詰等(取りあえず調理や加熱しなくてもすぐに食べることができる物が必要), ミネラルウォーター, 米,塩,味噌,粉ミルク

イ 睡眠・休息

毛布等、ビニールシート、テント(校舎や体育館が倒壊した場合)

ウ 医薬品

包帯,止血帯,ガーゼ,絆創膏,三角巾,湿布,消毒剤,体温計,生理用品,ゴム手袋,AED(自動対外式除細動器)

② 生活維持に関わる物資

地震直後,停電,断水という状況になり,それがすべて回復するまで1週間以上かかる。 その期間,停電や断水という状況下で生活していく上で最低限必要と思われる物である。 ア 照明

ローソク、マッチ、点灯用ライター、懐中電灯、小型発電機、電池

イ 暖房

ストーブ(電気を必要としない物),燃料(灯油)

ウその他

簡易便所,トイレットペーパー,スコップ,タオル,消毒液,ポリ袋,ゴミ袋,ティッシュペーパー,生理用品,紙おむつ,バケツ※季節に応じて必要な物

③ 組織の活動に必要な資機材

避難所として混乱なく,秩序をもって避難している人が生活をすることが大変重要である。そのためには,避難所として組織活動がうまく機能するような資機材が必要である。 ア 対策本部用資機材等

児童名簿,教職員名簿,学校配置図(拡大図),拡声器,無線機,テーブル, 文具(マジック,模造紙,各種用紙,セロテープ,ガムテープ),ラジオ,デジカメ, 地図,自家用発電機,バッテリー,投光器,メガホン

イ 水資機材

ポリタンク、大型ポリバケツ、バケツ

ウ災害防止資機材

ヘルメット, 軍手, マスク, 消火器

エ 支援・救助資機材

担架、ロープ、スコップ、斧、はしご、工具セット、ブルーシート、自転車、一輪車

④ 梅原公民館防災備蓄食料

品名	規格	期限	数量	備考	合計
保存水	1. 5 1/2	2020年1月	10本	1 5 1/1	
保存水	1. 5 1/2	2021年1月	10本	1 5 1/1	
保存水	1. 5 1/2	2022年1月	10本	1 5 1/1	
保存水	1. 5 1/2	2023年2月	10本	1 5 1/1	100本
保存水	1. 5 1/2	2025年2月	10本	1 5 1/1	1 5 0 1/2
保存水	1. 5 ให้	2026年2月	20本	3 0 ١٧٧	
保存水	1. 5 1/2	2027年1月	20本	3 0 ١٧	
保存水	1. 5 ½	2028年2月	10本	1 5 1/1	
アルファ米	5 kg	2021年3月	3 箱	150食	8箱
アルファ米	5 kg	2022年7月	3 箱	150食	400食
アルファ米	5 kg	2023年7月	2 箱	100食	400k
クラッカー	18次缶	2020年8月	2 缶	70袋	
クラッカー	18次缶	2021年7月	4 缶	140袋	16缶
クラッカー	18次缶	2022年2月	6 缶	210袋	560袋
クラッカー	18次缶	2023年6月	4 缶	140袋	

アルファ米:1食は約100グラム クラッカー:1袋は13枚×2組

保存場所:1階和室押入れ

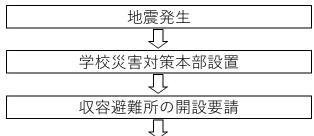
Ⅲ 学校が避難所となった場合の対応

1 収容避難所開設・運営への協力

校長は、山県市災害対策本部から収容避難所の開設要請があった場合には、収容避難所 として開放する校舎等の区域を災害対策本部と協議の上、決定する。

校長は、自校を収容避難所として開放した場合には、速やかに教育委員会に報告の上、 学校の臨時休業について協議する。

(1) 学校災害対策本部における支援マニュアル



山県市災害対策本部の対応	学校の対応		
○学校への避難所開設の要請	○避難所開放区域を明示の上,避難所開設を承認する。		
○避難所管理責任者を学校へ	避難者想定数・解錠・管理責任者の派遣等に関する		
派遣	必要事項を確認しておく。		
	【在校時】		
	・避難所を開設することを教職員に周知し、児童生		
	徒の安全確保・避難受入体制の準備を行う。		
	【在校外時】		
	・校長等が学校へ参集の上,開放区域を解錠し,学		
	校の非常配備体制に基づき,教職員を招集する。		
	○避難所を開設したことを教育委員会に報告し、臨時		
	休校措置をとる。		

■収容避難所開設直後の対応

■松台赶起州州改旦後の外心		
山県市災害対策本部の対応	学校の対応	
	○管理責任者:山県市災害対策本部	
	○施設管理者:校長,教頭	
	○庶 務 部:避難人員の管理,各部との連携調整	
	○環境管理部:避難所の環境,衛生管理	
	防火・防犯対策	
	○食料物資部:生活物資等の請求・受け取り・仕分け	
	保管・配付	
	○各部責任者:各係への連絡・調整	
	生活物資等の仕分け・配付	
] [学校内にある避難所運営に役立つ備品	
	施設等の点検・整理	

■収容避難所収容長期化に対する対応 □

■ 化 台		
山県市災害対策本部の対応	学校の対応	
○避難所運営委員会の設置	○避難所開設直後の対応を継続	
○連絡所の設置	○臨時休校・学校再開について教育委員会と協議	
○避難者名簿の作成・各種書	○避難者による避難所自主運営管理のための運営委員	
類の整備	会への協力・支援	
○避難所周辺の被災状況把握	○避難所としての学校施設使用状況について,教育委	
○避難所の日常業務の管理	員会へ適宜報告	
	○学校教育活動の再開	
■収容避難所を閉鎖	1 L	
	\\\ \ \ - \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	

	V
山県市災害対策本部の対応	学校の対応
○避難者の居住先の確保	○収容避難所閉鎖による校内施設等の現状復帰

(2) 避難所開設・運営支援班の設置 庶 務 部 軍 営 係 の避難所開設・運営支援班長を中心に、各部・係の

	- ○避難所開設・連宮支援班長を中心に、各部・係の 状況を判断し対策を決定するとともに、必要な指示・命令を出す。 ○ボランティアへの対応。
情報公開係	- ○被害状況・その他の異常事態を把握し、本部へ連絡するとともに、本部の指示命令を各係責任者に連絡する。(災害情報・安否情報・被災状況・生活情報等の収集伝達・デマの防止・各関係機関への連絡(消防署・警察署・医療機関等)
環境管理部 清掃防疫係	○避難所の清掃・トイレ・ゴミ処理○消毒○防疫の補助(保健福祉事務所等と連携)
警備防火係	○初期消火・出火の防止・火災の警戒にあたる。 ○被災地区の点検・危険箇所の周知 ○防犯(警察と連携)
	○負傷者の救急措置・重傷者の搬送
避難誘導係	○第三次避難に備える。○避難地・避難路の安全確認
食料物資部 物資管理係 一	○救援物資の受取り・保管・管理・配分
給 水 係	○飲料水の確保・供給
炊 事 係 —	○炊飯・食事の配給

- (3) 校長等及び避難所開設・運営支援班の役割(収容避難所開設までの対応)
 - ① 校長等(施設管理者)の役割
 - (ア)避難所である校庭への避難に備え、校門の施錠状況を把握し、教職員のほか教職員参集前の解錠に対応する地域の保護者も含め、解錠体制の確認を行う。また、 体育館についても同様に解錠体制を確認する。
 - (イ)避難者が校庭に参集している場合,雨天・荒天時等,又は災害の規模・被害状況等を踏まえ,校長(施設管理者)等の判断により,外観上の安全確認をした上で, 一時的に必要な収容場所として,体育館等を開放し避難者の不安解消を図るとともに,無用の混乱防止に努め,応急措置を行う。
 - (ウ) 災害の規模・被害状況等を踏まえ、収容避難所の開設を前提とした初期対応と避難所開設・運営支援班による運営を行う。
 - (エ)避難者数・災害弱者の存在の有無・開放スペース・避難状況等について,教育委員会に連絡する。
 - ② 避難所開設・運営支援班としての役割(「収容避難所の開設を前提とした開設直後の対応」)に準じた当面の措置
 - (ア) 初期ライフラインの確保
 - ・水道・電気・ガスについて,各関係機関と連絡をとりながら,初期ライフラインの確保に努める。
 - (イ) 飲料水・生活用水の確保
 - ・受水槽・高置水槽・プールの水の「ろ水器」によるろ過水を飲料水とする。
 - (ウ) 電気・照明器具の確保
 - ・自治体関係部署に発電機の配備を依頼する。電力供給業者に供給情報を確認する。校長は、ラジオ・懐中電灯・乾電池等を複数保管しておく。
 - (エ)燃料(ガス等)の確保
 - ・カセットコンロ・木炭等を利用する。火気の使用は、安全性に配慮し、別にスペースを定めて使用区域を制限する。燃料の供給については、自治体関係部署に協力を依頼する。
 - (オ)備蓄物資の配給
 - ・市町村災害対策本部と協議し、避難者に配給する。
 - ・災害弱者や非常持出のない家庭を優先する。
 - ・配給時にトラブルがないようにする。
 - (カ) 救援物資の受入れ搬入予定時間・物資品目を確認し, 受入手順を定め, 受入作業には, 避難者の協力を求める。
 - (キ)避難者の応急手当
 - (ク) 高齢者等への配慮
 - ・高齢者優先を決め、トイレに近い居住区・物資の配給等に配慮する。
 - (ケ) 避難者の連絡窓口・情報提供
 - ・広範囲の情報収集の一元化を図り、避難者への伝達をきめ細かく伝達する。テレビ・ラジオを設置する。
 - (コ)避難者名簿の作成
 - ・避難者名簿を作成し、避難所運営の効率化と秩序維持に努める。
 - (サ) 仮設トイレの措置・維持管理

・水が使用できない場合,花壇やグラウンドに穴を掘る等,仮設トイレを設置する。詰まったトイレは使用禁止にする。

(シ) ゴミの処理

- ・夏期は、細菌が繁殖しやすいので、特に衛生面に注意する。
- ・可燃ゴミと不燃ゴミ等の分類を徹底させる。
- ・集積所・焼却炉の担当者を明確にしておく。
- ・スプレー缶の爆発に注意する。
- (ス) 学校内にある避難所運営に役立つ備品・施設の点検整理
- (セ) その他, 収容避難所の開設を前提とした当面の措置

(4) 校長等及び避難所開設・運営支援班の役割(避難収容長期化への対応)

① 校長等(施設管理者)の役割

避難収容が長期化する場合に収容避難所管理責任者に代わって、「山県市地域防災計画」において想定される対応連絡所の設置・避難者名簿の作成・各種書類の整備・避難所周辺の被害状況の把握・避難所日常業務の管理・避難所運営委員会の設置等

- ② 避難所開設・運営支援班としての役割
 - (ア)避難所開設直後の対応の継続
 - (イ) 共同炊出しへの協力
 - (ウ) 避難所内の秩序維持・盗難防止・防火見回り

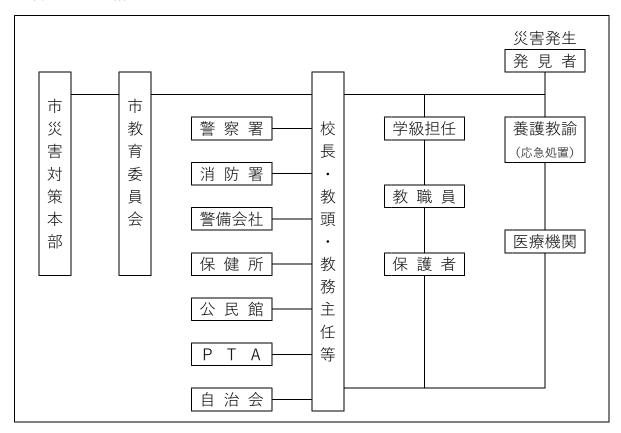
(5) 学校施設利用計画

3) 子仪爬敌利用計画			
No.	利用目的	利用予定場所	
1	収容場所	体育館・梅原公民館ホール	
2	管理運営所 (連絡所)	職員室	
3	応急救護所	保健室・梅原公民館展示室	
4	情報機器設置場所	校長室	
5	情報掲示場所	体育館入口	
6	ゴミ集積場所	流水実験施設	
7	仮設トイレ設置場所	体育館東	
8	救援物資集積・配布場所	ランチルーム	
9	臨時死体安置場所	体育館2階	
10	仮設電話設置場所	職員室	
11	風呂	*	
12	更衣室	体育館更衣室	
13	洗濯場所	プール	
14	物干し場	プール	
15	ペット置場	中庭	
16	介護室	梅原公民館和室	
17	相談室	梅原公民館小和室	
18	調理室	家庭科室・給食調理室・梅原公民館調理室	
19	給水場所	体育館入口	
20	緊急車両用駐車場	体育館北	

2 学校再開に向けての対応 地震発生 Д ○各学校の非常配備体制に基づき,教職員は家族の安全性を確 教職員参集 保した後に直ちに学校に集合 ○学校災害対策本部の設置 ○状況に応じて臨時休校等の措置・教育委員会や保護者に連絡 災害状況確認 ○目視点検を基本とした校舎等の被害状況の確認 ○電気・水道・電話の被害状況の確認 ○教職員・その家族の安否確認 ○教職員の住居の被災状況の確認 ○児童・保護者の安否確認 ○児童の住居の被災状況の確認 ○避難所の状況の確認 ○地域(通学路等)の被害状況の確認 授業再開に向け ○校舎等の被害に対する応急措置 ○校舎等の安全点検・危険度判定調査 前後策の検討 教育委員会と ○ライフライン・仮設トイレの確保 協議 ○児童の心理面への影響確認 ○教室の確保(他施設の借用・仮設教室の建設) ○通学路の安全確保 ○避難移住した児童の修学手続きに関する臨時措置 ○児童の動向把握(避難先等の把握) ○学用品・救援物資等の受入れ ○避難所の運営 ○心理面の安定確保 ○児童の確認と学級編制 ○避難移動した児童の把握 ○児童のより具体的な被害状況確認(教科書・学用品等) ○保護者への連絡方法の確認 ○通学の安全指導 ○避難移動した児童の移動先訪問・実状の把握 教育委員会との ○校舎施設・設備の復旧、仮設教室の建設 連絡・調整 ○授業形態の工夫 ○教職員の配置(学級担任, 臨時時間割編成) ○教科書等の確保 ○教職員が不足した場合の対応 ○学校給食対策 ○学費の援助,教育事務の取扱い ○授業再開の協議,再開時の保護者への連絡 授業再開 ○被災児童への学力補充と「心のケア」対策

Ⅳ 緊急連絡先一覧

1 災害時緊急連絡体制



2 災害時緊急連先・連絡内容・方法

機関名	通報・連絡内容	電話・FAX・メール等
山県市教育委員会 学校教育課	児童及び職員の安否,被災状況 学校施設の被災,復旧状況 児童の留め置き(引き渡し)について 避難所開設準備,運営	電話 22-1068 防災無線
山県市校長会	児童及び職員の安否,被災状況 学校施設の被災,復旧状況	校長会長 R1:美山小
山県警察署	通学路等の安全確保要請	電話 22-0110
山県消防署	救命救急の要請,火災発生状況 消火要請,水利状況,救出方法	電話 22-0119
梅原公民館	避難所開設の打合せ 通学路の安全確保要請	電話 22-2099 内線

Í	1		
岐阜保健所 本巣・山県センター	衛生状況の報告,衛生管理の要請		電話 058-213-7268
市民環境部水道課	漏水復旧要請,断水復旧要請		電話 22-6835
	 漏電検査,停電復旧要詞 	善	
JA北部燃料センター	ガス漏れ検査,ガス復旧要請		電話 22-2133
セコム	警備依頼		
PTA	協力要請,通学路の安全確保 残留児童の保護方法,引き渡し方法 帰宅方法,緊急連絡事項		PTA会長 PTA副会長
保護者	緊急連絡事項(引き渡し,事故) 医療機関の確認		電話 あんしんネット
医療機関	受入要請 児童の治療状況の確認	あらいクリニ 辰野歯科医院 藤垣クリニッ たかとみ眼科 宇野クリニッ	22-1811 ック 23-1188 27-3777 ク 058-237-6100 22-0123 ク 27-2100 27-0287

3 緊急時の保護者連絡

- ①通信インフラに異常が無い場合
 - ・緊急メールシステム「あんしんネット」による。
- ②被災地に指定され、メールシステムが使えない場合
 - ・災害用伝言ダイヤル「171」による。
 - ○伝言の録音(学校)ガイダンスにしたがい...・① ⑦ ① にダイヤルする
 - 1 を押す
 - ・ 学校の電話番号をダイヤルする0581(22)1068
 - ・メッセージを録音する

- ●伝言の再生(保護者) ガイダンスにしたがい...
 - ・ 1 7 1 にダイヤルする
 - ・2 を押す
 - ・ 学校の電話番号をダイヤルする0581(22)1068
 - ・メッセージを聞く

V 家庭通知文様式

令和2年度 気象警報発表時などに関わる対応

山県市立梅原小学校

いかなる場合においても、児童の生命と安全の確保を第一に考え、早めの判断とともに、学校と 家庭と地域が連携をしていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

1 警報(すべての警報)発表時における休業及び登下校の対応

(1) 児童が登校する前後に、警報が発表または発表が予想される場合

- ① 午前6時30分までに解除された場合、平常通り登校します。
 - ※ただし、道路の破損、通学路の冠水、土砂崩れ、家屋や樹木の倒壊等により、登校に危 険が伴うと判断した場合は、学校に連絡をください。登校を見送ります。
- ② 午前6時30分までに解除されない場合、自宅待機とします。
 - ・午前10時までに解除 → 解除時刻の2時間後までに登校を完了してください。
 - ・午前10時も警報が継続 → その日は休業します。
- ③ 午前6時30分以降その日の教育活動中に警報が予測される場合、休業とします。
 - 前日及び当日の始業前に学校の休業を決定した場合は、保護者に連絡します。

(2) 児童が登校してから、警報の発表が予想される場合

- ① 警報の発表前に速やかに下校させます。
- ② 児童の下校は、保護者(または保護者に準ずる方)への引き渡し、または学校職員が引率する緊急集団下校とします。(レベル2)
 - ※学校職員が引率する緊急集団下校の場合、PTA地区委員や見守り隊、在宅家族との連携・協力を図り、それぞれの家庭までの下校を確実に見届けます。

(3) 児童が登校してから、警報が発表された場合

- ① 原則として、学校に待機させます。
- ② 気象状況や交通、道路、河川の状況等から判断して、安全に帰宅できると判断した場合は、 授業を打ち切り、速やかに下校させます。
- ③ 児童の下校は、保護者(または保護者に準ずる方)への引き渡しとします。(レベル3)

2 その他、<u>雷や大雨などの危険な荒天時</u>における登下校の対応

- ① 気象警報が発表されていなくても、登校時に雷が鳴っていたり、安全に支障をきたすような大雨や大雪または積雪があったりする場合、保護者の判断で登校を見合わせてください。
- ② 下校時も学校で同様な対応をします。その場合、<u>児童の下校は、保護者(または保護者に準ずる</u>方)への引き渡し、または学校職員が引率する緊急集団下校とします。(レベル2)
- ※学校からの緊急連絡は、あんしんネットで行います。家族間や地区内での連絡の取り合い方も確認しておいてください。
- ※休業や授業の打ち切りをする場合、児童の安全を最優先に考えます。従って、簡易給食としたり、昼食時でも給食を食べないで下校したりすることがあります。その場合、給食費の返金ができないことがありますので、ご了承ください。
- ※児童館(みちくさ)は、学校の対応と同じとなります。児童館では児童を預かりません。

保護者様

大地震などの緊急災害時における基本的な対応について

山県市立梅原小学校 校長 ○○ ○○

本校では、地震発生時やその他の災害時における対処について、計画的に避難訓練を行って、 校内での児童の安全確保が出来るように努めています。しかし、大災害が発生した場合、児童の 状況は様々なはずです。学校と保護者との連絡がつかなくなることも予想されます。

つきましては、大地震などの災害に備え、緊急時における学校としての基本的な対応、引き渡 しの基準・方法についてお知らせします。ご家庭でもその内容をご理解の上、ご協力をおねがい いたします。

1 避難場所

- (1) 指定避難所 : 梅原小学校, 梅原公民館, 梅原保育園
- (2) 指定緊急避難場所:梅原小学校グラウンド,梅原スポーツ広場
 - ※本校は耐震工事が終わっていますので、災害発生時の避難場所は本校です。しかしながら、 本校は土砂災害警戒区域内にありますので、地震発生後、危険と判断された場合には、指 定緊急避難場所に移動して児童を保護します。

2 引き渡しとする基準

- (1) 山県市近接地域において震度5強以上の地震
- (2) 山県市近接地域において震度5弱以下の地震の場合は、児童の帰宅が困難、あるいは保護者が帰宅困難となることが予測されるとき
 - ※市内等の状況を判断して、児童を個々に帰宅させることが危険と考えられる場合、または、 保護者等が震災による交通機関の不通等により帰宅困難になることが予測される場合は、 児童を下校させずに保護者に引き渡すまで、避難場所で保護します。判断は高富中学校・ 梅原保育園の校園長が協議して行いますので、バラバラの対応となることはありません。

3 引き渡し方法

児童引き渡しカードに記載のある保護者等であることを確認した後、避難場所において児童を引き渡します。様々な状況で迎えに来られない場合、学校は保護者が迎えに来るまで児童を安全に保護します。

- 4 児童が置かれた状況別の学校の対応
- (1) 児童が学校にいて安全な帰宅がむずかしい状況の場合
- ①余震の恐れや二次災害の状況の情報を収集し、安全が確認されるまで全校児童を学校の安全な場所に留め置きます。
- ②各家庭に「学校に一時留め置くこと」を緊急メールシステムで連絡します。
- ③交通の安全が確認された場合は、緊急メールシステムで各家庭に連絡し、学校に迎えに来てもらいます。 (保護者への直接引き渡し)

④一定時間経過しても家庭からの迎えがない場合は、そのまま学校に留め置き、電話等を利用して家庭へ個別に連絡をします。連絡が取れるまでは、児童は学校に留め置くことになります。電話やメールが機能しない場合も、保護者のお迎えがあるまで学校に留め置くこととします。

(2) 登下校途中の場合

- ①登下校途中に地震に遭遇し、学校に戻ってきた場合は、学校に一時留め置き、緊急メール システムや電話を利用して各家庭に連絡します。
- ②児童が学校以外の場所に避難している可能性がある場合は、各家庭に下記(3)と同様の 方法、または直接避難所に出向くなどして安否の確認をします。
- ※大きな地震の場合は、あわてず近くの安全な場所に一時避難すること。
- ※頭上からの落下物・建物やブロック塀の倒壊・火災,場合によっては地割れ等に注意 して行動すること。
- ※揺れがおさまり、安全だと判断できたら、学校か自宅、または公民館などの公共施設 に 設置される避難所など、最も近い安全な場所に避難すること。
- (3) 帰宅後や休日など(児童が自宅にいる場合) 学校から連絡があるまで自宅待機。学校からの連絡方法は以下の通り。
- ①緊急メールシステムを用いるか,電話で各家庭の緊急連絡先に連絡して,安否確認をします。
- ②在宅時に地震等の災害によるケガをした場合は、救急や病院に連絡するとともに、学校へ の連絡をお願いします

【ご家庭へのお願い】

- ○大規模な地震の場合、メールも電話も機能しない場合があります。その場合、学校は災害伝言ダイヤル『171』に情報メッセージを入れます。
- (災害伝言ダイヤルの操作手順)☆本校が被災地に指定された時のみ利用できます。
- ダイヤル「171」 → 「2」 → 「0581-22-1068」 (本校の災害時優先電話) → メッセージを聞く。
- ※災害伝言ダイヤルも利用できなくなったときは、家庭訪問や避難所への訪問を行うことで安 否確認をします。
- ○「緊急連絡先」等に変更がある場合は、その都度、学級担任へ連絡し、訂正をお願いします。
- ○災害時にお子さんを迎えにくる場合の駐車場はグラウンドです。
- ○本校での引渡し場所は体育館です。
- ○常に安全を意識した登下校ができるようご家庭での指導をお願いします。
- ○さらに詳細な対応を記載した学校防災計画,学校安全教育計画,学校危機管理マニュアルを ホームページに掲載しております。ご覧下さい。